

宮川内ダムテレメーター・警報装置

保守点検業務特記仕様書

徳 島 県

目 次

第1章 一般事項

第 1 条	目 的
第 2 条	適 用 範 囲
第 3 条	施 工 基 準
第 4 条	契 約 の 範 囲
第 5 条	業 務 の 完 了
第 6 条	資 料 の 提 出
第 7 条	疑 義
第 8 条	現 場 責 任 者
第 9 条	資材価格高騰に対する特例措置
第 10 条	再 生 資 源 利 用 計 画
第 11 条	再 生 資 源 利 用 促 進 計 画
第 12 条	実 施 書 の 提 出
第 13 条	C O B R I S の 入 力 方 法

第2章 点検整備内容

第 14 条	点 検 整 備 方 法
第 15 条	点 検 整 備 対 象 局
第 16 条	監 視 制 御 局 点 検 項 目
第 17 条	テ レ メ ー タ ー 観 測 局 点 検 項 目
第 18 条	放 流 警 報 局 点 検 項 目
第 19 条	気 象 観 測 装 置 点 検 項 目
第 20 条	無 停 電 電 源 装 置 点 検 項 目

宮川内ダムテレメーター・警報装置保守点検仕様書

第1章 一般事項

第1条 (目的)

本仕様書は、宮川内ダム管理所において運用中のテレメーター・警報装置の予防保全策として、点検整備を実施し、システム全体の信頼性向上、機能の維持を図ることを目的として定めたものである。

第2条 (適用範囲)

本仕様書に定める適用範囲は、第15条点検整備対象局の点検整備とする。

第3条 (施工基準)

本点検整備実施にあたり、受注者は、徳島県知事の指定する監督員の指示監督を受け次の各号に掲げる規格及び基準等に基づき実施するものとする。

ただし監督員が認めた場合は、この限りではない。

又、実施に当たっては、常に善良なる管理者の注意をもって、実施しなければならない。

- (1) 本仕様書
- (2) 契約書
- (3) 電気通信施設点検基準(案) (国土交通省)
- (4) その他関係規格、基準等

第4条 (契約の範囲)

- 1) 契約の範囲は、点検整備実施及び実施後の報告までとする。
- 2) 本仕様書に明示なき事項であっても、点検整備をする上に当然必要とするものについては受注者において充足するものとする。
- 3) 通常の点検整備でカバーしきれない範囲である落雷その他突発的な原因で発生する障害については、本契約外とするが、速やかな復旧に向けて、助言・提案等、監督員に協力すること。

第5条 (業務の完了)

本業務の完了は、点検整備が終了し、報告をもって完了とする。

又、この期限は契約書記載の期日とする。

第6条 (資料の提出)

受注者は点検整備完了後、別途監督員が定める期限内に「点検整備報告書」を2部作成し、監督員に提出するものとする。

第7条 (疑義)

本仕様書に明示なき事項があり、又は、内容に疑義が生じたときは、受注者は監督員と協議のうえ、監督員の指示に従うものとする。

第8条（現場責任者）

受託者は、「現場責任者届」(別紙一1)を契約後土日祝等を除く10日以内に監督員へ提出し確認を受けなければならない。

また、この「現場責任者届」の内容が変更になった場合は、変更日から土日祝等を除く10日以内に監督員に変更した「現場責任者届」を提出し確認を受けなければならない。

第9条（資材価格高騰に対する特例措置）

本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

第10条（再生資源利用計画）

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第11条（再生資源利用促進計画）

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第12条（実施書の提出）

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

第13条（COBRISの入力方法）

受注者は、COBRISの入力において、資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。
ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

第2章 点検整備内容

第14条（点検整備方法）

- 1)点検整備は原則として、現地へ有能な技術員を派遣して、品質管理の面で十分に配慮された体制でもって実施するものとする。
- 2)点検整備回数は、6月及び2月の年2回とする。

第15条（点検整備対象局）

- 1)水防宮川内ダム
- 2)水防上畑雨量
- 3)水防下上畑水位
- 4)水防相坂水位
- 5)水防七条水位
- 6)水防見坂警報
- 7)水防西内警報
- 8)水防宮ノ尾警報
- 9)水防古田警報
- 10)水防姥御前警報
- 11)水防北原警報
- 12)水防古町警報
- 13)水防ヒト水原警報
- 14)水防神ノ木警報
- 15)水防西川淵警報
- 16)水防東川上警報
- 17)水防高樹警報

第16条 監視制御局点検項目

	点検項目	点 検 案 内	点検箇所		備 考
			月	月	
1.	清 掃	1) 各機器の清掃			
2.	目 視 点 検	1) 空中線関係取り付け点検			
		2) スピーカー・集音マイク取り付け点検			
		3) 避雷系統点検			
		4) 水位計設置点検			
		5) その他指示事項			
3.	電 気 系 統	1) 入力電圧測定			
		2) 各部出力電圧測定			
4.	無 線 系 統	1) 送信部出力測定			
		2) 空中線V. S. W. R			
		3) 送信周波数測定			
		4) 送信変調度測定			
		5) 送信感度測定			
		6) スケルチ感度確認、認定			
		7) 受信出力測定			
		8) S/N測定			
5.	タイプライター	1) 単体点検			
6.	呼 出 制 御 系 統	1) 信号周波数測定			
		2) 信号出力レベル測定			
		3) 送出信号時間測定			
7.	信 号 電 送 系 統	1) 受信レベル測定			
		2) 回線断検出レベル測定			
		3) その他指示事項			
8.	総 合 動 作	1) 各観測、警報局との対応 動作(呼出、起動他)			
		2) 通話試験			

第17条 テレメーター観測局点検項目

	点検項目	点 検 案 内	点検箇所		備 考
			月	月	
1.	清 掃	1) 各機器の清掃			
2.	目 視 点 検	1) 空中線関係取り付け点検			
		2) 水位計又は雨量計取り付け点検			
		3) 避雷系統点検			
		4) その他指示事項			
3.	電 気 系 統	1) 充電器入力電圧測定			雨量局は 太陽電池
		2) 充電電圧測定(均等・浮動)			
		3) 負荷電圧測定			
		4) 充電電流測定			
		5) NFB動作確認			
		6) 蓄電池端子電圧測定			
		7) 比重測定			
		8) 液面確認			
4.	無 線 系 統	1) 送信部出力測定			
		2) 空中線V. S. W. R			
		3) 送信周波数測定			
		4) 送信変調度測定			
		5) 受信感度測定			
		6) スケルチ感度確認、設定			
		7) 受信電力測定			
		8) S/N測定			
5.	信 号 伝 送 系	1) 信号周波数測定			
		2) 信号レベル測定			
6.	論 理 部	1) クロック周波数測定			
7.	総 合 動 作	1) 操作盤動作確認			
		2) 通話試験			
		3) データ印字、表示確認			

第18条 放流警報局点検項目

	点検項目	点 検 案 内	点検箇所		備 考
			月	月	
1.	清 掃	1) 各機器の清掃			
2.	目 視 点 検	1) 空中線関係取り付け点検			
		2) スピーカー・回転灯・集音マイク点検			
		3) 避雷系統点検			
		4) その他指示事項			
3.	電 気 系 統	1) 充電器入力電圧測定			
		2) 充電電圧測定(均等・浮動)			
		3) 負荷電圧測定			
		4) 充電電流測定			
		5) NFB動作確認			
		6) 蓄電池端子電圧測定			
		7) 比重測定			
		8) 液面確認			
4.	無 線 系 統	1) 送信部出力測定			
		2) 空中線V. S. W. R			
		3) 送信周波数測定			
		4) 送信変調度測定			
		5) 受信感度測定			
		6) スケルチ感度確認、設定			
		7) 受信出力測定			
		8) S/N測定			
5.	信 号 伝 送 系	1) 信号周波数測定			
		2) 信号レベル測定			
6.	論 理 部	1) クロック周波数測定			
7.	増 幅 系 統	1) 増幅器出力動作確認			
8.	制 御 動 作 確 認	1) 操作盤各種動作確認(点検、放送起動、停止、疑似、音吹鳴、回転灯断)			
9.	総 合 動 作	1) 通話試験			
		2) 動作印字、表示確認			

第19条-1 気象観測装置点検項目

機 器 名 称	保守・点検項目		点検箇所		備 考
	項目	方法・内容	月	月	
計器盤	外観	目視・清掃			
	内部	目視・点検			
	接続端子	接続状態確認・締付			
電子式 自動平衡記録計 (2ペン式) (風向・風速)	外観	清掃・取付状態確認			
	インク	目視・補充			
	各部注油	目視・注油			
	記録状況	データ確認			
	記録紙の送り	データ確認			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
電子式 自動平衡記録計 (6打点式) (その他各要素)	外観	清掃・取付状態確認			
	インク	目視・補充			
	切替スイッチ・接点部	目視・清掃			
	各部注油	目視・注油			
	スライド抵抗	目視・清掃			
	記録状況	データ確認			
	記録紙の送り	データ確認			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
計器盤内 端子盤	外観	目視・清掃			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
	接続ケーブル	目視・締付			
停電保障機構	停電保障機能	目視・動作確認			
	バッテリー12V	目視・電圧確認			
風向・風速計 発信機	外観	目視・清掃			
	方位確認	南中線・コンパス			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
	プロペラ回転確認	異常音の有無			
気温計発信機	外観	目視・清掃			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
	通風筒状況	目視・動作確認			
	取付状態	目視・腐食状況			
湿度計発信機 (露点計)	外観	目視・清掃			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
	取付状態	目視・点検			
	検出部	洗浄			
気圧計発信機	外観	目視・清掃			
	機構部	目視・動作確認			
	接続端子部	接続状態確認・締付			
	設置状況	目視・腐食状況			

第19条-2 気象観測装置点検項目

点検項目		点検箇所		備考
		月	月	
風向	変換器に擬似信号を入力し、動作を確認	固定方位N		
		固定方位E		
		固定方位S		
		固定方位W		
風速	変換器に擬似信号を入力し、動作を確認	5.0m/s		
		9.5m/s		
		14.1m/s		
		27.6m/s		
		45.2m/s		
気温	変換器に擬似信号を入力し、動作を確認	-10℃		
		0℃		
		+10℃		
		+20℃		
		+30℃		
		+40℃		
湿度	変換器に擬似信号を入力し、動作を確認	23.5%		
		40.6%		
		57.1%		
		100%		

第19条-3 気象観測装置点検項目

(1) 気温・湿度・水温動作確認

点検項目		点検箇所		備考
		月	月	
要素	比較対象準器			
気温	アスマン追風乾湿計			
湿度	アスマン追風乾湿計			
水温	アスマン追風乾湿計			

(2) 気圧計動作確認

点検項目(比較・日時)			点検箇所		備考
			月	月	
月日	時刻				
8.30	13:45				
8.30	16:40				

第20条 無停電電源装置点検項目

第20条-1 無停電電源装置

No.	点検項目	点検方法	点検箇所		備考
			月	月	
1	目視点検	部品変色・変形などのないことを確認する。			
		導体接続部・部品取付等の締付を確認する。			
		コネクタ等の挿入を確認する。			
		構造物の変形・破損のないことを確認する。			
2	交流入力電圧	交流入力電圧を入力端子台で測定する。 100V±10%以内			
3	運転試験 交流入力運転	冷却ファンの回転状態			
		表示灯の入力・インバータ・同期・出力が点灯、 バイパス・アラームが消灯のことを確認する。			
		出力電圧・周波数を出力端子台で測定する。 100V±2%以内 60Hz±1%以内			
		バッテリーの充電電圧をバッテリーコネクタで測定する。 327.6V±4V以内			
	交流入力停電運転	表示灯のインバータ・出力が点灯、入力・充電器・ バイパス・アラーム・同期が消灯のことを確認する。			
		ブザー（断続鳴動）			
		出力電圧・周波数を出力端子台で測定する。 100V±2%以内 60Hz±0.1%以内			
		バッテリーの充電電圧をバッテリーコネクタで測定する。 244V以上			
	出力切換試験	直流ブレーカを開放するとインバータからバイパス 給電に切り換わる。直流ブレーカを投入すると インバータ給電に復帰する。			
	負荷給電	出力電圧・電流・周波数を測定する。 100V±2%以内 60Hz±1%以内 30A以下			

第20条-2 蓄電池

点検項目		点検箇所		備考
		月	月	
データ測定	総電圧			
	単セル電圧(充電中)			別紙-2
	単セル電圧(開放中)			別紙-2
	内部抵抗			別紙-2
外観点検	洩液・発錆の有無			
	金函・スチールラックの損傷			
	温度警報装置の状態			
	端子の締付			
	コネクタの挿入状態			
その他	清掃			
	端子増締			

様式第5号

令和 年 月 日

東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。

(別紙-2) 蓄電池単セル電圧

MP5MRC54

セル No.	充電電圧 (V)	開放電圧 (V)	内部抵抗 mΩ	セル No.	充電電圧 (V)	開放電圧 (V)	内部抵抗 mΩ
1	.	.		51	.	.	
2	.	.		52	.	.	
3	.	.		53	.	.	
4	.	.		54	.	.	
5	.	.		55	.	.	
6	.	.		56	.	.	
7	.	.		57	.	.	
8	.	.		58	.	.	
9	.	.		59	.	.	
10	.	.		60	.	.	
11	.	.		61	.	.	
12	.	.		62	.	.	
13	.	.		63	.	.	
14	.	.		64	.	.	
15	.	.		65	.	.	
16	.	.		66	.	.	
17	.	.		67	.	.	
18	.	.		68	.	.	
19	.	.		69	.	.	
20	.	.		70	.	.	
21	.	.		71	.	.	
22	.	.		72	.	.	
23	.	.		73	.	.	
24	.	.		74	.	.	
25	.	.		75	.	.	
26	.	.		76	.	.	
27	.	.		77	.	.	
28	.	.		78	.	.	
29	.	.		79	.	.	
30	.	.		80	.	.	
31	.	.		81	.	.	
32	.	.		82	.	.	
33	.	.		83	.	.	
34	.	.		84	.	.	
35	.	.		85	.	.	
36	.	.		86	.	.	
37	.	.		87	.	.	
38	.	.		88	.	.	
39	.	.		89	.	.	
40	.	.		90	.	.	
41	.	.		91	.	.	
42	.	.		92	.	.	
43	.	.		93	.	.	
44	.	.		94	.	.	
45	.	.		95	.	.	
46	.	.		96	.	.	
47	.	.		97	.	.	
48	.	.		98	.	.	
49	.	.		99	.	.	
50	.	.		100	.	.	